

武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、傍聴受付簿に住所、氏名及び連絡先を記入したうえで傍聴の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて事務局が定める。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が、職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、事務局が会議を非公開とすることを決定したときは、速

やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、事務局はこれを制止し、退場を命ずることができる。

付 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。